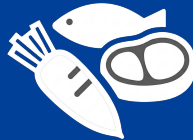




広島県介護事業所等・介護施設等及び 障害福祉サービス事業所等に対する サービス継続支援事業 手引書



介護事業所等に対する
サービス継続支援
事業



介護施設等に対する
サービス継続支援
事業



障害福祉サービス
事業所等に対する
サービス継続支援
事業

◆ 申請の前に、まずこちらの手引きをご一読ください。
広島県 健康福祉局介護政策課・障害者支援課

令和8年10月発行

目次

申請から補助金交付までの流れ	P.3
申請期間について	P.4
申請方法	P.5
3つの補助事業 比較一覧表	P.6

第1章:介護事業所等に対するサービス継続支援事業

・1-1 概要 / 対象申請者	P.8
・1-2 補助対象経費と上限額	P.9
・1-3 補助対象経費の判断可否リストについて	P.10

第2章:介護施設等に対するサービス継続支援事業

・2-1 概要 / 対象申請者	P.12
・2-2 補助対象経費と上限額	P.13
・2-3 補助対象経費の判断可否リストについて	P.14

第3章:障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

・3-1 概要 / 対象申請者	P.16
・3-2 補助対象経費と上限額	P.17
・3-3 補助対象経費の判断可否リストについて	P.18

共通事項

・全章に共通するルールについて	P.20
・審査でよくある不備	P.21
・問い合わせの多い重要 Q&A	P.22
・提出前最終セルフチェックリスト	P.23
・お問い合わせ先(補助金事務局)	P.24

【申請者様へのお願い】

本手引きは、介護・障害福祉に携わる皆様が円滑かつ確実に補助金を受け取れるよう、すべての手順を詳細に解説した保存版の資料です。申請を検討されている事業内容に応じて各章をご熟読ください。



申請から補助金交付までの流れ

この手引きは、介護・障害福祉施設等を運営する法人様が、補助金の申請から交付までの手続きを迅速かつスムーズに進めるために作成された手引書です。

申請から補助金交付までの流れ

STEP 1 : 制度を確認する

自施設が「第1章(介護事業所)」「第2章(介護施設)」「第3章(障害福祉サービス事業所)」のどの補助対象申請者に該当するかよくご確認ください。

STEP 2 : 必要書類を準備する

各種交付申請書兼実績報告書、申請額一覧、個票、通帳の表紙と見開きページの写しを準備します。

STEP 3 : 交付申請兼実績報告を行う

特設サイト上の申請フォームで【令和8年11月30日(月)】までに提出します。
※事前協議を行った法人のみが申請可能となっております。
※やむを得ず電子申請ができない場合に限り、例外として郵送での申請も可能です。

STEP 4 : 審査・交付・精算払い

審査適正と認められた後交付決定し、交付決定兼額の確定通知書を郵送いたします。
その後、指定口座へ補助金を精算払い(振込)します。
※令和9年3月末までの予定です。

【厳守】本補助金はすべて支払実績に対する「精算払」です。



申請期間について

交付申請兼実績報告の申請期間

令和8年 11月1日(日)～ 11月30日(月)

※郵送の場合は 11月30日(月)の当日消印有効
締切を過ぎた申請は一切受理できません。

早期申請へのご協力をお願い

1. 締切直前の11月最終週に申請が非常に集中し、審査事務局が大変混雑することが予想されます。
2. 可能な限り【11月中旬】までの早期申請に何卒ご協力をお願い申し上げます。
3. 事前に提出書類チェックリストを使い、完璧に揃っているかお確かめの上で申請してください。



申請方法

① 電子申請 (推奨・スピーディ！)

・特設サイト上の申請フォームから直接入力し、書類を添付。システムによる入力ミスの防止機能があるため、不備が圧倒的に減少します。

・通帳のコピーはスマホ等で撮影、またはPDFスキャンしたデータをシステム上で直接アップロードするだけ！

電子申請フォームはこちらです。

介護事業所



介護施設



障害福祉サービス事業所



② 郵送による書類提出 (やむを得ず電子申請ができない場合)

・エクセル様式に手書きまたはPC入力したものを紙にすべて印刷して封入します。

・郵便事故や不着等のトラブル防止のため、必ず【簡易書留】または【レターパック】等の「配達追跡・記録が残る方法」にて事務局宛にお送りください。

・提出先：
広島県介護・障害福祉サービス
継続支援事務局宛

・住所：〒730-0031
広島県広島市中区紙屋町1-2-22
広島トランヴェールビル3階

3つの補助事業 比較一覧表

【一目でわかる比較表】

3つの補助事業の対象経費、上限額の違いを色分けして整理しています。

項目	第1章 介護事業所等に対する サービス継続支援事業	第2章 介護施設等に対する サービス継続支援事業	第3章 障害福祉サービス等事業所に 対するサービス継続支援事業
対象事業所・ 施設等の種別	介護事業所等 ※要綱に記載の対象事業所・ 施設等の種別を確認ください	介護施設等 ※要綱に記載の対象事業所・ 施設等の種別を確認ください	障害福祉サービス事業所・施 設等 ※要綱に記載の対象事業所・ 施設等の種別を確認ください
対象経費 (一部抜粋)	燃料費、有料道路通行料、猛暑 /雪害対策品、衛生用品、災害 用備蓄物資等	施設食材料費 等	燃料費、有料道路通行料、猛暑 /雪害対策品、衛生用品、災害 用備蓄物資等
上限額	内示額	18千円×定員数	内示額
事前協議	事前協議を行う必要があるため、行っていない法人は申請不可		
重複申請	※第1章介護事業所等及び第2章介護施設等に対するサービス継続支援における訪問介護と第3章障害福祉サービス等継続支援における居宅介護は同一設備の場合は重複申請不可 同一設備となる場合は、第1章介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援の補助金を申請ください。 ※軽費老人ホーム、養護老人ホームは特定施設入居者生活介護として申請できません。		
申請方法	1. 特設サイト上の申請フォームによる申請 原則、特設サイト上の申請フォームより法人単位でご申請ください。 2. 郵送による申請 インターネット環境がない等、電子申請が困難な場合に限り郵送を受け付けます。 郵便事故や不着等のトラブル防止のため、簡易書留またはレターパック等の追跡・記録が残る方法にてお送りください。		
申請期限	令和8年11月1日(日)～令和8年11月30日(月) 厳守 ※郵送の場合は、11月30(月)日消印有効		

※詳細は各章のページで必ずご確認ください。

第1章

介護事業所等に対する サービス継続支援事業



介護事業所等に対する
サービス継続支援
事業



猛暑/雪害対策、災害用備蓄物資

1-1 概要 / 対象申請者

事業の概要

介護事業所等が物価上昇等の中でも、介護サービスの円滑な継続を図るため、設備・備品の購入などの介護サービス継続事業に要する経費を補助します。

※休止・廃止が決定している場合は対象外となります。

※令和8年3月31日時点で休止中の介護事業であっても事前協議申請時点で再開届を提出し対象経費を支出している場合は対象となります。

申請期間

令和8年11月1日(日)～令和8年11月30日(月)厳守

※郵送の場合は、11月30日(月)消印有効

補助対象期間

広島県による内示～実績報告の提出期限まで

※上記期間に発注・納品を行った経費が対象となります。

対象種別一覧

- ・訪問介護 / 訪問入浴介護 / 訪問看護 / 訪問リハビリテーション
- ・通所介護 / 通所リハビリテーション
- ・特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム / 軽費老人ホームを除く)
- ・福祉用具貸与
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホーム / 軽費老人ホームを除く)
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・居宅介護支援
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設施設
- ・短期入所生活介護
- ・養護老人ホーム / 軽費老人ホーム



※介護予防、日常生活支援総合事業は補助の対象外です。

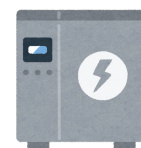
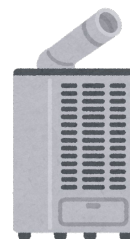
※事前協議を行っている法人のみ対象となります。(事前協議は締め切り済み)

※軽費老人ホーム、養護老人ホームは特定施設入居者生活介護として申請できません。

1-2 補助対象経費と上限額

補助対象となる経費

- ・【介護サービスを円滑に継続するために要する経費】
例) 燃料費、有料道路通行料・ネッククーラー・スポットクーラー
遮熱、遮光カーテン・スタッドレスタイヤ 等
- ・【災害発生時にサービス提供を維持するために要する経費】
例) 飲料水、食料品備蓄・ポータブル電源、蓄電池・簡易トイレ、浄水器
衛生用品、医療用品・冷房機、暖房機



補助上限額

- ・内示額が上限額となります。

【判断の基本ルール】

1. 単価上限ルール

- ・税抜単価が30万円未満(299,999円まで)の物品・備品が対象です。
- ・税抜単価が30万円以上の大型機器・設備は対象外となります。

※介護施設等に対するサービス継続支援事業は除く

2. 対象外経費の範囲

- ・設置工事費・建物の修繕費・施設職員の人件費・消費税及び地方消費税は対象外です。
- ・研修実施費、金券類(ギフトカード等)、外部委託費(※食事準備の委託・給食 外注費を除く)は対象外です。

3. 購入目的の制限(気候変動・災害対策)

- ・本補助金は「猛暑・寒波等の気候変動対策」または「災害時のサービス継続・備蓄」を目的とする物品が対象です。
- ・訪問用電動自転車など、気候変動対策に直接該当しない移動手段等は対象外です。

4. その他

- ・交付金額: 県からの内示額(上限額)と「実際に購入した金額(税抜)」を比較し、いずれか低い方の金額が交付されます。

1-3 補助対象経費の判断可否リストについて

カテゴリ別の分類イメージ

介護事業所等に対するサービス継続支援事業

【共通事項】補助対象経費の判断可否リスト(品目別一覧)

本事業で補助対象となる経費・物品の代表的な例です。

手引きやQ&A、【本事業の目的(物価上昇や気候変動)】に沿っているかを照らし合わせ、事業者様のご事情に合わせてご判断の上、ご申請ください。

【判定凡例】

○: 対象 / ×: 対象外

区分	代表的な品目	判定	補足事項・注意点
・暑さ/寒さ対策	スポットクーラー、ファン付きベスト、遮光カーテン、スタッドレスタイヤ等	○	本体購入費のみ対象(工事費・修繕費・既存エアコン交換工事は対象外)。
・車両 ・移動関連	ガソリン代(燃料費)、有料道路通行料、等	○	利用額が確認できる領収書が必須。プリペイドカードは使用済分のみ対象。 (※車両本体・電動自転車購入は×)
・災害備蓄 ・非常用備品	ポータブル電源・発電機、蓄電池、ヘルメット、簡易トイレ、非常用保存水・保存食等	○	災害発生時にサービス提供を維持・継続するための備蓄品が対象。
・衛生 ・感染症対策	マスク、消毒用エタノール、使い捨て手袋、ガウン、体温計、空気清浄機等	○	感染予防・衛生管理に必要な消耗品・機器類。
・ICT ・業務効率化機器	タブレット端末、離床センサー、インカム、Web会議設備、監視カメラ等	×	猛暑/雪害対策、災害用備蓄では無いため、対象外。
・食料品 ・給食用食材	日常の給食用食材料費、一般食品全般	×	第1章では対象外。 (※熱中症対策の塩分タブレット・経口補水液や非常用保存食は○)

第2章 介護施設等に対する サービス継続支援事業



施設食材料費

2-1 概要 / 対象申請者

事業の概要

物価上昇といった厳しい経営環境の中でも、介護施設等における食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するため、食料品の購入費等に要する経費を補助します。

※休止中の事業所は、対象外となりますのでご注意ください。

※令和8年3月31日時点で休止中の介護事業であっても事前協議申請時点で再開届を提出し対象経費を支出している場合は対象となります。

申請期間

令和8年11月1日(日)～令和8年11月30日(月)厳守

※郵送の場合は、11月30日(月)消印有効

補助対象経費

令和7年4月1日(水)～実績報告の提出期限まで

※上記期間に発注・納品を行った経費が対象となります。

対象種別一覧

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・短期入所生活介護
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

※介護予防、日常生活支援総合事業は補助の対象外です。

※事前協議を行っている法人のみ対象となります。(事前協議は締め切り済み)

2-2 補助対象経費と上限額

補助対象となる経費

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品費等の購入費用

- ・食材料費
- ・食事準備の委託・外注費



補助上限額

・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護・養護老人ホーム・軽費老人ホーム：18千円×定員数



定員数は原則令和7年4月1日時点のものとなります。ただし、令和7年4月2日以降に開設した施設等については開設日時点の定員となります。

補助対象外となる経費

- ・施設スタッフの人件費、一般事務運営経費
- ・お食事提供に直接関係しない、厨房外の設備・備品購入
(※第1章の対象となる猛暑・災害備蓄用などはそちらで申請してください)
- ・消費税および地方消費税

2-3 補助対象経費の判断可否リストについて

カテゴリ別の分類イメージ

介護施設等に対するサービス継続支援事業

【共通事項】補助対象経費の判断可否リスト(品目別一覧)

本事業で補助対象となる経費・物品の代表的な例です。

手引きやQ&A、【本事業の目的(物価上昇や気候変動)】に沿っているかを照らし合わせ、事業者様のご事情に合わせてご判断の上、ご申請ください。

【判定凡例】

○: 対象 / ×: 対象外

区分	代表的な品目	判定	補足事項・注意点
・施設食材料費	米、肉、野菜、魚、調味料、冷凍食品、缶詰等(日常の食材全般)	○	物価高騰下における施設入所者等への食事提供に係る食材料費が対象。
・食事準備の委託・外注	委託給食費、調理業務の外注費、配食サービス利用料等	○	食事提供委託のうち、食材料費相当額(または食事提供回数で按分した額)が対象。
・日常のドリンク ・お菓子類	昼食・夕食のデザート、日常的に給食の一部として提供される飲み物	○	「日常的に提供される食事の一部」とであると説明できるものに限る。
・設備 ・備品 ・燃料費	エアコン、スポットクーラー、厨房設備、ガソリン代、衛生用品等	×	第2章(食材料費補助)では対象外。(※第1章の対象事業所で申請してください)
・人件費 ・一般事務費	施設スタッフの人件費、厨房外の事務備品、光熱水費等	×	一般管理費や人件費は対象外。

第3章

障害福祉サービス事業 所等に対するサービス 継続支援事業



猛暑/雪害対策、災害用備蓄物資

3-1 概要 / 対象申請者

事業の概要

障害福祉サービス等の提供に必要な経費を支援し、サービスの継続と安定的な運営を確保するための補助を行います。

申請期間

令和8年11月1日(日)～令和8年11月30日(月) 厳守

※郵送の場合は、11月30日(月)消印有効

補助対象期間

広島県による内示～実績報告の提出期限まで

※上記期間に発注・納品を行った経費が対象となります。

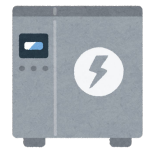
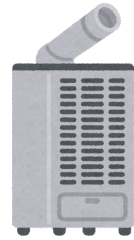
対象種別一覧

- ・居宅介護 / 重度訪問介護 / 同行援護 / 行動援護
- ・居宅訪問型児童発達支援 / 保育所等訪問支援
- ・生活介護 / 療養介護
- ・自立訓練(機能訓練) / 自立訓練(生活訓練) / 就労選択支援 / 就労移行支援 / 就労定着支援
- ・就労継続支援(A型 / B型)
- ・施設入所支援 / 短期入所(併設型・単独型)
- ・自立生活援助 / 共同生活援助
- ・地域移行支援 / 地域定着支援 / 計画相談支援
- ・児童発達支援 / 放課後等デイサービス
- ・障害児入所施設 / 障害児相談支援

3-2 補助対象経費と上限額

補助対象となる経費

- ・【障害福祉サービスを円滑に継続するために要する経費】
例) 燃料費、有料道路通行料・ネッククーラー・スポットクーラー
遮熱、遮光カーテン・スタッドレスタイヤ 等
- ・【災害発生時にサービス提供を維持するために要する経費】
例) 飲料水、食料品備蓄・ポータブル電源、蓄電池・簡易トイレ、浄水器
衛生用品、医療用品・冷房機、暖房機



補助上限額

- ・内示額が上限額となります。

【判断の基本ルール】

1. 単価上限ルール

- ・税抜単価が30万円未満(299,999円まで)の物品・備品が対象です。
- ・税抜単価が30万円以上の大型機器・設備は対象外となります。

※介護施設等に対するサービス継続支援事業は除く

2. 対象外経費の範囲

- ・設置工事費・建物の修繕費・施設職員の人件費・消費税及び地方消費税は対象外です。
- ・研修実施費、金券類(ギフトカード等)、外部委託費(※食事準備の委託・給食 外注費を除く)は対象外です。

3. 購入目的の制限(気候変動・災害対策)

- ・本補助金は「猛暑・寒波等の気候変動対策」または「災害時のサービス継続・備蓄」を目的とする物品が対象です。
- ・訪問用電動自転車など、気候変動対策に直接該当しない移動手段等は対象外です。

4. その他

- ・交付金額: 県からの内示額(上限額)と「実際に購入した金額(税抜)」を比較し、いずれか低い方の金額が交付されます。

3-3 補助対象経費の判断可否リストについて

カテゴリ別の分類イメージ

障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

【共通事項】補助対象経費の判断可否リスト(品目別一覧)

本事業で補助対象となる経費・物品の代表的な例です。

手引きやQ&A、【本事業の目的(物価上昇や気候変動)】に沿っているかを照らし合わせ、事業者様のご事情に合わせてご判断の上、ご申請ください。

【判定凡例】

○: 対象 / ×: 対象外

区分	代表的な品目	判定	補足事項・注意点
・暑さ/寒さ対策	スポットクーラー、ネッククーラー、ファン付きベスト、遮光カーテン、スタッドレスタイヤ等	○	本体購入費のみ対象。 (工事費・修繕費は対象外)
・車両 ・移動関連	ガソリン代(燃料費)、有料道路通行料、等	○	利用額が確認できる領収書が必須。 プリペイドカードは使用済分のみ対象。 (※車両本体・電動自転車購入は×)
・災害備蓄 ・非常用備品	ポータブル電源・発電機、蓄電池、ヘルメット、簡易トイレ、非常用保存水・保存食等	○	災害発生時にサービス提供を維持・継続するための備蓄品が対象。
・衛生 ・感染症対策	マスク、消毒用エタノール、使い捨て手袋、ガウン、体温計、空気清浄機等	○	感染予防・衛生管理に必要な消耗品・機器類。
・ICT ・業務効率化機器	タブレット端末、離床センサー、インカム、Web会議設備、監視カメラ等	×	猛暑/雪害対策、災害用備蓄では無いため、対象外。
・食料品 ・給食用食材	日常の給食用食材料費、一般食品全般	×	第3章では対象外。 (※熱中症対策の塩分タブレット・経口補水液や非常用保存食は○)

共通事項

申請ルール・注意点等



全補助金に共通する大切なルールです

全章に共通するルールについて

共通申請上の最重要点

本補助金はすべての申請者様に対し、間違いなく公平に交付を進めるために、広島県の補助金交付規則等に則った厳格なルールを設けています。
ルールに則って申請をお願いいたします。

共通誓約事項

- ・ 申請書類に虚偽の記載がないこと。
- ・ 広島県内において指定等を受け、実質的に介護・障害福祉サービス等を継続提供していること。
- ・ 規則第5条に付された交付条件および財産処分制限などを遵守すること。

重複申請の厳重禁止

本補助金は、同一の領収書や請求書を他の物価高騰等補助金や、国の類似の支援金へ重複して計上することは認められません。

領収書等の証拠書類「5年間」の保存義務

補助金申請の根拠となる『領収書』『請求書』『支払証明書』『食材料仕入伝票』などの原本は、事業完了日から5年間、事業所内でいつでも提示できるよう適切に整理・保管することが規則に義務付けられています。

審査でよくある不備

よくある不備

■ 1. 添付書類の不足

必要書類がすべて揃っているか確認しましょう。

■ 2. 対象外経費の計上

購入費用30万円以上の備品等、対象外経費が混入している不備。
補助対象となる経費かどうか要綱を確認しましょう。

■ 3. 金額の計上ミス

補助対象経費は『税抜き』が原則です。消費税を除いた金額で申請をしましょう。

■ 4. 口座情報の誤り

口座情報・口座名義に誤りがないか確認しましょう。
(申請法人代表名と口座名義が一致していない場合は委任状が必要です。)

■ 5. 対象事業所の誤り

申請できる事業所、施設等のサービス種別か確認しましょう。

■ 6. 申請書の記載誤り

記載するのは申請書の各項目の背景が水色・緑色の箇所のみです。
白色部分は自動入力になりますので、入力はしないでください。

■ 7. 事前協議を行っていない

事前協議を行っていない事業所は申請が出来ません。

■ 8. 通帳コピーの鮮明さ

提出いただく通帳コピーは文字が読めるくらい鮮明か確認しましょう。
通帳の表紙の見開きどちらも確認お願いいたします。

■ 9. 重複計上の禁止

同じ購入品で二重に申請をしていないか確認しましょう。

また、第1章介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業における訪問介護と第3章障害福祉サービス事業所等に対する継続支援事業における居宅介護は同一設備の場合は重複して申請できません。介護事業所等に対するサービス継続支援事業のみにて申請ください。

軽費老人ホーム、養護老人ホームは特定施設入居者生活介護として申請できません。

問い合わせの多い重要 Q&A

Q&A

■ Q1: 補助対象経費はなんですか？

→ A1:それぞれの要綱を確認ください。

設備・備品分に関しては、サービスを円滑に継続することや災害への備えなど、事業の趣旨に反しないものであれば、補助対象経費とすることが可能です。

ただし、本補助金は物品の購入にかかる経費を補助対象としていることから、設備等の設置工事費や建物等の修繕費は対象となりません。また、資産形成の支援を目的とした事業ではないので、単品で取得費用が30万円以上となる物品等は補助対象外となります。

また、食事提供分に関しては、施設における食事提供に係る食材料費のほか、食事の準備の委託費・外注費補助対象となります。

■ Q2:いつから発生した経費を対象とできますか？

→ A2:内示通知後に発注し、令和8年11月30日(月)までに納品をした経費が対象となります。※介護施設等に対するサービス継続支援事業は異なります。

■ Q3:施設の定員はいつ時点の定員となりますか？

→ A3:令和7年4月1日です。ただし、令和7年4月2日以降に開設した施設等については開設日時点の定員となります。

■ Q4:補助金の交付時期はいつ頃ですか？

→ A4:本補助金は、実績報告後に精算払にて交付します。

■ Q5:購入費等の消費税は対象となりますか？

→ A5:消費税は対象となりません。

■ Q6:オンラインショッピング等で購入した場合の送料は対象となりますか？

→ A6:送料は対象となりません。

■ Q7:食料品費等に関して、法人一括で食事の準備を外注している場合、対象経費はどうなりますか？

→ A7:食事提供委託に係る一月の全体額を、各施設等の食事提供回数などで按分して得た金額を対象経費とします。

■ Q8:食料品費等に関して、無料で提供しているドリンクやお菓子類は補助対象に含まれますか？

→ A8:提供するドリンク・お菓子類が「日常的に提供される食事の一部」であれば、補助対象とします。例えば、昼食のデザートなどが該当します。

提出前最終セルフチェックリスト

提出書類チェックリスト

※必要書類が揃っているかご確認ください

- 1. 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- 2. 事業所・施設別申請額一覧（様式第2号）
- 3. 個票（様式第3号）
- 4. 振込先口座確認書類の写し（通帳の表紙・見開き）

発送・送信前に、必ず全項目をご確認ください

- 1. 申請書項目に空欄がないか。
- 2. 代表者名や役職名、法人名称に省略がなく、登記簿等と正確に一致しているか。
- 3. 事前協議を行った事業所・施設のみを記載しているか。
- 4. 事業所・施設別申請額一覧(様式第1号)の補助予定額が、各事業所の個票(様式第2号)の合計と一致しているか。
- 5. 振込口座コピーは「カタカナ名義」や「店番号」が読める程度に鮮明か。
口座名義は、申請した法人代表者名と一致しているか
(一致していない場合は委任状が必要です)
- 6. 品目に記載のものは【内示通知後～令和8年11月30日(月)】内に発注・納品されたものか。
※介護施設等に対するサービス継続支援事業は異なります。
- 7. 他の支援金や補助金と対象とする経費項目が重複していないか。
- 8. 電子申請の場合、必要なすべてのファイルが添付済か。

※その他、記入例を確認の上、提出ください。

お問い合わせ先(補助金事務局)

補助金申請に関するお問い合わせ窓口

- 広島県介護・障害福祉サービス継続支援事務局
(運営委託先:株式会社エイチ・アイ・エス)

- ・ 電話番号(問い合わせ専用ダイヤル)
050-1750-9729 (受付時間: 平日 9:00 ~ 17:00)
- ・ メールアドレス: hiroshima-keizoku@his-world.com

- ・ 最新情報・様式ダウンロード特設サイト
<https://jimukyoku.site/hiroshima/kaigoshogai-servicekeizoku/index.html>

特設サイトQRコードはこちら↓



- ・ 問い合わせフォーム
<https://ce703900.form.kintoneapp.com/public/be6bbc91b4f6657633b21b45bac64ca92423ad02d81c9ed72089b8bd8c24368c>

問い合わせフォームQRコードはこちら↓

